被災者のみなさまへ　政府広報

政府からのお知らせ

※事業主の方のための事業再建の情報は
ウラ側からご覧いただけます

被災されたみなさまのための

生活再建ハンドブック

—5月2日に成立した補正予算（4兆円超）のご案内—

東日本大震災の被害にあわれた
みなさまの生活再建を
支援するための
補正予算が成立しました。

ご自由にお持ち帰りいただき、ぜひご活用ください。

平成23年（2011年）5月12日発行

すべては一日も早い
被災地の生活再建・安心のために――。

被災地の復旧のために、4兆円を超える補正予算が

5月2日に国会で成立しました。

このハンドブックでは、この予算のうち、みなさまの

生活再建に直結する項目を選びだしてお知らせします。

総合計4兆153億円

今回の予算には、このハンドブックでお知らせするものにあわせ、以下のような項目が盛り込まれています。

災害復旧活動の継続
2,593億円

自衛隊、消防、警察、海上保安庁が災害復旧活動などを継続するための経費です

公共施設などの復旧
1兆2,019億円

被災した河川、道路、港湾、空港、上下水道などの災害復旧や各種施設の復旧、被災者向けの災害公営住宅の整備などをすすめます

地方交付税を増額
1,200億円

震災に係る地方公共団体の特別の財政需要に対し、国がサポートします

被災されたみなさまへ

4　支援金のこと

6　住まいのこと

8　しごとのこと

12　医療・福祉のこと

18　子育て・教育のこと

21　放射線のこと

22　がれき・廃棄物処理のこと

支援金のこと

基礎支援金
一世帯最高
100万円

加算支援金
住宅の再建方法
に応じて最高
200万円

Ⅰ 被災者生活再建支援金
520億円

災害弔慰金

生計維持者が
死亡された場合
500万円

その他の方が
死亡された場合
250万円

災害障害見舞金

生計維持者が
重度の障害を
受けた場合
250万円

その他の方が
重度の障害を
受けた場合
125万円

Ⅱ 災害弔慰金・災害障害見舞金
485億円

災害援護資金貸付

被災状況
に応じて150～
350万円
無利子
※保証人がいない場合は
年利1.5%

生活福祉資金貸付

当座の生活費
最高10万円
無利子
※要介護者の方がおられる場合
などには最高20万円

Ⅲ 災害援護資金などの貸付
606億円

Ⅰ 住宅に著しい被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金を支給します →520億円

災害により住宅が全壊するなど、著しい被害を受けた方々に対して支援金が支給されます。支給額は以下の2つの支援金の合計額になります。

●**1世帯あたりの金額(単身世帯は3／4の額となります)**

基礎支援金　全壊など:100万円　大規模半壊:50万円

加算支援金　建設・購入:200万円　補修:100万円　賃借:50万円

申請	支給申請は、被災時に居住していた市町村に提出してください。
▼	
支給	支給は、被災者生活再建支援法人である(財)都道府県会館から直接、申請された方の口座に振込まれます。

お問い合わせ先 **被災の際に居住していた市町村役場**

Ⅱ　災害弔慰金や災害障害見舞金を支給します →485億円

1　災害弔慰金

災害により死亡された方のご遺族に、弔慰金を支給します。

●生計維持者が死亡された場合は**500万円**

●その他の方が死亡された場合は**250万円**

お問い合わせ先 **被災の際に居住していた市町村役場**

2　災害障害見舞金

災害により重度の障害を受けた方に、見舞金を支給します。

●生計維持者が重度の障害を受けた場合は**250万円**

●その他の方が重度の障害を受けた場合は**125万円**

お問い合わせ先 **被災の際に居住していた市町村役場**

Ⅲ　災害援護資金などが無利子で借り入れできます →606億円

3　災害援護資金貸付

災害により住居や家財に被害を受けたり、世帯主が重傷を負った場合、一定所得以下の世帯の方は、被災状況に応じて**150万円～350万円**を**無利子**※1でお借りいただけます。償還期間は13年※2です。

※1 保証人がいない場合は年利1.5%　※2 当初6年(特別な場合は8年)は無利子で償還は不要です

お問い合わせ先 **被災の際に居住していた市町村役場**

4　生活福祉資金貸付（緊急小口資金・生活復興支援資金）

●被災世帯に対して、当座の生活費として**最高10万円**(要介護者の方がおられる場合などには最高20万円)を**無利子**で融資します。

●加えて、一定所得以下の被災世帯に対しては、しばらくの間の生活費や転居費など、生活の再建を支援する生活復興支援資金を融資します。

お問い合わせ先 **各市町村の社会福祉協議会**

住まいのこと

応急仮設住宅を整備します　→3,626億円

●今年度、**約10万戸**の応急仮設住宅を整備します。
●平成23年度補正予算により、応急仮設住宅を、**約7.2万戸**建設し、さらに、民間賃貸住宅を活用した応急仮設住宅を**約1.4万戸**設置します。
● 応急仮設住宅には、**無料**で入居していただけます。

お問い合わせ先 **被災の際に居住していた市町村役場**

■応急仮設住宅　標準的な間取りイメージ（2世帯分）

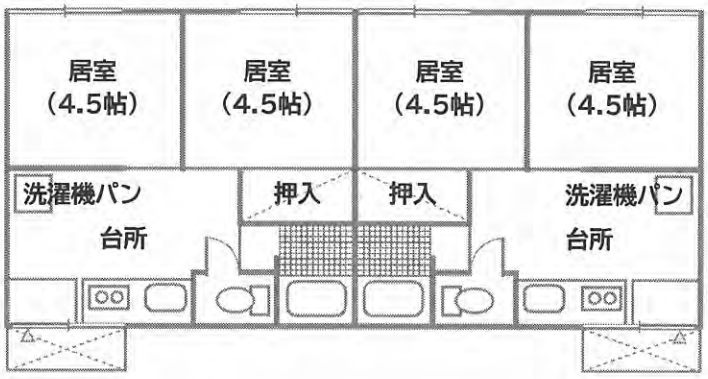

被災した住宅の補修・再建資金融資などの支援をします

●被災された方むけに（独）住宅金融支援機構がおこなう災害復興住宅融資の**金利を引下げ**ます（建設・購入の場合は当初**5年間は0%**など／補修の場合は当初5年間1%など）（平成27年度末まで受付）。
●住宅に被害がなく、**宅地のみに被害**が生じた方むけの融資制度（災害復興宅地融資）を新たに設けました（平成27年度末まで受付）。

お問い合わせ先 **住宅金融支援機構の災害専用ダイヤル**

0120-086-353（祝日除く9:00～17:00）

住宅金融支援機構
携帯サイト

●（独）住宅金融支援機構の住宅ローン（旧住宅金融公庫融資、フラット35〈買取型〉を含む）を既に借りている方のうち、東日本大震災により被害を受けた方に対して、**返済期間などの延長**及び払込猶予期間中の**金利引下げ**措置を、被災の程度に応じて、通常よりも手厚くしています。

お問い合わせ先 **お取引金融機関**

定住地を得るまでの流れ

※自治体が避難先をご用意した場合は、移動費用、宿泊費・家賃は無料となります。また、個人として独自にアパートなどを賃貸した場合でも、一定基準の下、後日、県が借りあげる手続きをとれば、家賃は無料となります。

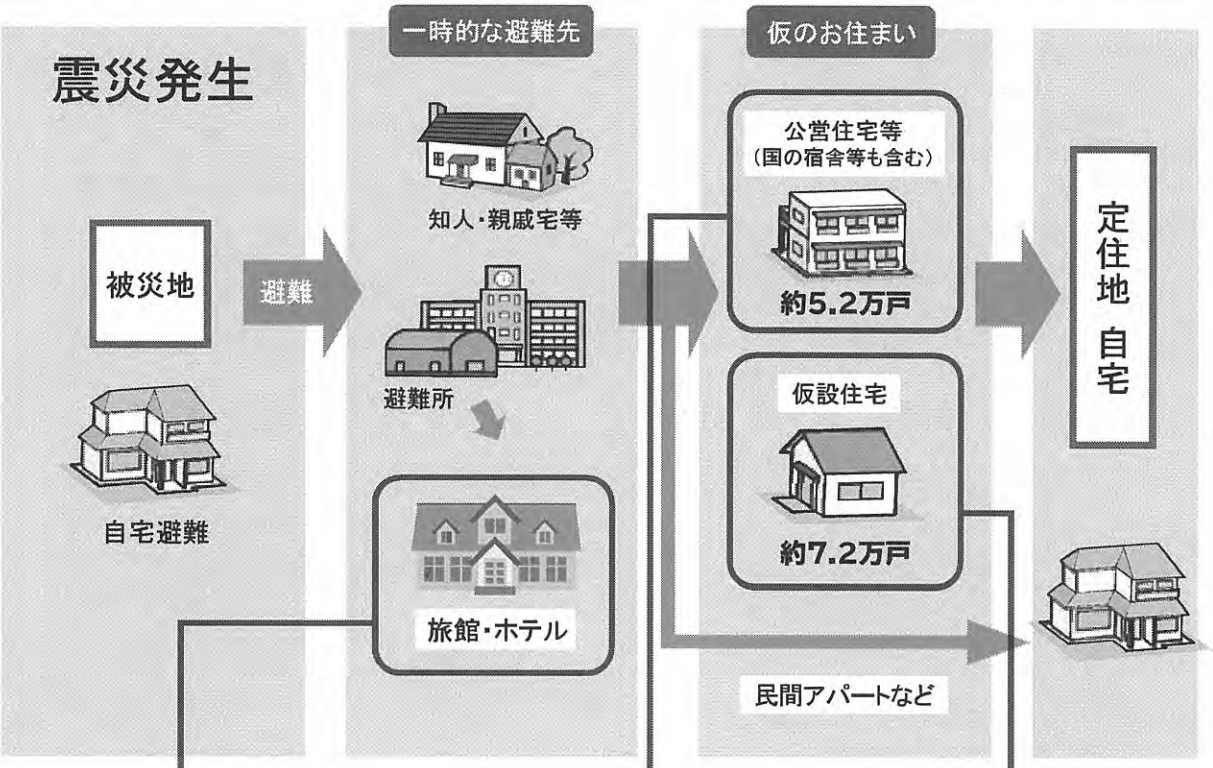

旅館・ホテル

自治体が避難所として指定した旅館・ホテルについては、継続的に居住できる施設が確保されるまでの当分の間、宿泊することが可能です。具体的なご相談については、各避難所の自治体係員、または各市町村役場にお問い合わせください。

公営住宅・国家公務員宿舎など

公営住宅・国家公務員宿舎などについては、無料で入居可能で、現在約5万4千戸をご用意しております（5月2日時点で8,388戸提供済）。

※食事費、光熱水費については、自己負担となります。

■被災者向け公営住宅等情報センター
0120-297-722
（9:00 ~18:00 土日祝も可）

応急仮設住宅

応急仮設住宅については、無料で入居可能で、約7万2千戸をご用意する予定です（5月6日時点で27,840戸着工済）。
入居のお申し込みについては、各避難所の自治体係員、または各市町村役場にお問い合わせください。

※食事費、光熱水費については、自己負担となります。

しごとのこと

「日本はひとつ」しごとプロジェクト

被災されたみなさまの仕事と暮らしを日本中がひとつになって支えるため、「日本はひとつ」しごとプロジェクトとして政府をあげた総合対策を推進しています。

雇用創造のための事業を拡充します

- 被災されたみなさまご自身が、仕事を通じて地域の復興に携わることができる取り組みをはじめています。
- 被災された方々を都道府県または市町村が**臨時職員**などとして直接雇用し、または、企業、NPOなどに委託して以下のような事業を実施することができます（この事業による求人は、順次ハローワークなどで募集されることになります）。

―お仕事の一例

- **がれきの仕分けや流失した漁具の収集**
- **避難所のパトロールや清掃**
- **証明書の発行や義援金の給付など、市町村役場の事務補助作業**
- **避難所や仮設住宅における高齢者の見守りや保健医療サービスの提供**
- **子どもの一時預かりや子育て支援**
- **被災地域の環境美化、まちづくりのための植栽**

お問い合わせ先 **お近くのハローワーク（P23参照）**

※企業、ＮＰＯなどの方は、都道府県労働主管部局の各担当窓口

雇用保険の失業給付を拡充します　→2,941億円

●被災して離職した方だけではなく、**休業**を余儀なくされた方にも**雇用保険**の基本手当を支給しています。

●被災して離職・休業を余儀なくされた方については、通常の支給日数（90日～330日 ※雇用保険の加入期間などによって異なります）の終了後、原則60日分の延長に加え、**さらに60日分延長**できるようにします。

お問い合わせ先　**お近くのハローワーク（P23参照）**

未払賃金を立て替えます　→149億円

未払賃金立替払制度の充実

未払賃金立替払制度は、企業が倒産状態となり賃金が支給されない方に、国が企業に代わって、**未払の賃金※をお支払い（立替払）**するものです。

※対象は未払となっている給与と退職金の総額（2万円未満の場合は除く）のうち80%です。
なお、年齢ごとに上限額が定められています。

●被災地域の方には、立替払を迅速におこなうための**申請手続の簡略化**などをおこないます。

お問い合わせ先　**お近くの労働基準監督署（P23参照）**

仕事探しや、職業訓練を支援します　→5億円

職業転換給付金の充実

●お住まいの地域**以外**の都道府県などで求職活動をおこない、職業訓練を受けることができるように、**交通費**や**宿泊料**のほか、訓練を受講した場合の**手当**を受け取れます。

お問い合わせ先　**お近くのハローワーク（P23参照）**

しごとのこと

職業能力開発を支援します　→44億円

被災された方々の就職を支援するため、

①建設関連分野などの公共職業訓練の拡充

②公共職業能力開発施設でおこなう学卒者訓練や在職者訓練の**受講料などの負担軽減**

③被災した公共職業能力開発施設や認定職業訓練校の早期の復旧を図り、**早期の訓練再開**の促進

をおこないます。

お問い合わせ先

公共職業訓練の受講について…お近くのハローワーク（P23参照）

受講料の負担軽減について…

職業訓練を受講する公共職業能力開発施設（P23参照）

認定職業訓練校の復旧について…事務所の所在地を管轄する都道府県

労働者の安全と健康の確保を支援します　→17億円

被災地域の労働者の方々などの安全と健康を確保できるよう、

①中小企業の労働者を対象とした臨時の**健康診断**

②被災労働者やそのご家族への**メンタルヘルス相談**

③被災地の復旧工事での安全確保、アスベストを含む「粉じん」を防ぐための**防じんマスク**を配布・貸与、着用の指導方法についての事業者への助言・指導などをおこないます。

お問い合わせ先

お近くの労働局（健康安全課）または労働基準監督署（P23参照）

被災労働者やそのご家族のメンタルヘルスの相談について…

お近くのメンタルヘルス対策支援センター（P23参照）

また、職場のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」（http://kokoro.mhlw.go.jp/）から、メールで相談することもできます。同サイトをご覧下さい。

ハローワークの窓口を充実させます　→98億円

失業された方々の求職活動支援や、雇用保険、雇用調整助成金の円滑な支給、新規学校卒業者などへの就職支援、専門家による求職者の方々の心の健康相談、住居・生活に関する情報提供・相談などが十分におこなえるよう、ハローワークの**相談員の大幅増員**など窓口強化を図ります。

- ハローワークの全国ネットワークを活用して、**被災者向けの求人を全国**で開拓しています。また、被災した方々を積極的に採用する企業による就職**面接会**を開催します。
- 避難所などでの出張相談などもおこなっています。

お問い合わせ先　**お近くのハローワーク（P23参照）**

賃金不払や労災保険のお悩みをご相談ください →45億円

震災に伴う解雇・休業・賃金不払・労災保険給付などの労働条件・労災補償に関する相談・請求や、事業主からの労働保険料の納期限延長などの相談に迅速かつ丁寧に対応できるよう、被災地域の労働局及び労働基準監督署における**相談・事務処理体制の充実**を図ります。

- 例えば、労働基準監督署に、**緊急相談窓口**や総合労働相談コーナーを設置します。また、労災保険に関する社会保険労務士などによる**出張相談**などもおこなっていきます。

お問い合わせ先　**お近くの労働局または労働基準監督署（P23参照）**